



2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、自治体、警察、ボランティア団体など地域のさまざまな関係者と連携を図りながら森林の巡視や清掃活動などを行っており、特に、7月を『「国民の森林」クリーン月間』として設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、平成18年度からは、世界自然遺産や日本百名山のように入込者が集中し、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

表 - 6 「国民の森林」クリーン活動の実施状況

	平成18年度	平成17年度
実施箇所数	277	213
参加者数（人）	26,351	19,785

事例 世界自然遺産における森林保護員の活動

網走南部森林管理署では、世界自然遺産に登録され入込者が増加している知床半島において、グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による植生荒廃の防止に取り組んでいます。

平成18年度には、植生の保全のための巡視を実施するとともに、入込者に対して、利用マナーを記したチラシを配布するなど、貴重な森林生態系の保全管理に関する普及啓発活動にも取り組みました。

（北海道森林管理局 網走南部森林管理署）



場 所：北海道しやり斜里郡しやり斜里町
 説 明：写真は、グリーン・サポート・スタッフが、入込者に対してチラシを配布し、普及啓発に取り組んでいる様子です。

森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和54年度の149千 m^3 をピークに減少傾向にあります。平成18年度の被害量は、前年度よりも**6.8千 m^3** 減少し、**38.7千 m^3** となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を、地方自治体や地域住民の皆さんと連携をとりながら進めています。

表 - 7 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成18年度	(参考)平成17年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		38.7	45.5
防 除	特別防除 (ha)	2,868	3,079
	地上散布 (ha)	1,315	1,231
駆 除	伐倒駆除 (千 m^3)	15.0	18.7
	特別伐倒駆除 (千 m^3)	4.2	4.8

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。
 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機などを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。
 3 伐倒駆除とは、被害木を切り倒し、薬剤をかけたり、くん蒸して、カミキリの幼虫を駆除することである。
 4 特別伐倒駆除とは、被害木を切り倒して、細かく砕いてチップにしたり、燃やして、カミキリの幼虫を駆除することである。

事例 国の特別名勝「虹の松原」^{にじ}における松くい虫被害対策の実施

佐賀森林管理署では、国の特別名勝にも指定され、貴重なマツ林として守り育ててきた「虹の松原」を今後とも保護していくため、薬剤の空中散布や地上散布などによる松くい虫の被害対策に取り組んでいます。

この事業の実施に当たっては、佐賀県や唐津市、地域住民の方々の理解と協力を得ながら進めています。

(九州森林管理局 佐賀森林管理署)



場 所：佐賀県唐津市 ^{かがみにじのまつばら}鏡虹ノ松原国有林
 説 明：写真は、虹の松原の全景（約240ha）（上）と空中散布（左下）と地上散布（右下）の様子です。

保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源かん養の上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成18年度末では、国有林野面積の %に当たる 万haが保安林に指定されており、これは我が国の保安林全体の %に当たります。

これらの保安林においては、伐採等が制限されています。また、保安林としての機能の維持・向上のため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、効率的な管理のための路網の整備や、山腹崩壊防止などのため治山施設の設置を行っています。

表 - 8 保安林の指定状況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養		
土砂流出防備		
土砂崩壊防備		
その他の保安林 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、 防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、 魚つき、航行目標、保健、風致		
合計(延面積) (実面積)	[100]	[]

注：1 平成18年度末現在の数値であり、国有林野面積には官行造林地を含まない。

2 []書は、全保安林面積に占める割合(%)である。

事例 潮害防備保安林の整備

安芸森林管理署では、平成16年の台風23号により高波の被害を受けた潮害防備保安林^{注1}において、飛砂、潮風、高潮等の被害の防止といった保安林の機能の回復のための整備を進めており、平成18年度には、保安林の機能の早期回復を図るため、通常のものよりも大きな高さ2mのウバメガシの苗木約1千本を植栽しました。

(四国森林管理局 安芸森林管理署)



場所：高知県室戸市 せんがたに 千ヶ谷国有林

説明：写真は、潮害防備保安林の機能を回復するための植栽を行った様子です。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

保護林の設定及び保全・管理の推進

国有林野には、世界遺産^{注)}に登録された屋久島、白神山地や知床半島をはじめ、原始的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、それ以来、こうした貴重な森林を保護林に設定し、その保全・管理に努めてきました。

平成18年度には、小笠原諸島と恐山山地において既設の森林生態系保護地域を拡張しました。また、尾瀬地域を含む奥会津においては、既設保護林の再編を含め、8万4千haに及ぶ全国一の面積を有する森林生態系保護地域を設定するなど、地域において特徴のある貴重な天然林など8箇所において保護林を設定・拡張しました。この結果、平成18年度末には、既設保護林を拡充した分もあわせると保護林面積は9万5千ha増加し、77万8千haとなりました。

さらに、これらの保護林の適切な保全・管理の一環として、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等も進めています。

表 - 9 平成18年度に新たに設定または拡張した保護林の概要

名称(所在地)	面積(ha)	概要
恐山山地森林生態系保護地域 (青森県むつ市)	5,538	宇曽利山湖を取り巻く恐山山地において、標高とともにヒバが優占する森林からヒバ・ブナ混交林へ、さらにブナ純林へ移行する特異な森林生態系を有している。
奥会津森林生態系保護地域 (福島県大沼郡金山町、南会津郡只見町、南会津町、檜枝岐村)	83,891	イヌワシ、クマタカなど希少な猛禽類の代表的な生息・繁殖地。植性は亜高山性針葉樹林であるオオシラビソ、ダケカンバ林から、中間にタイプ異なるブナ、ミズナラ林等の豊かな冷温帯落葉広葉樹林をはさみ、低地にはコナラ、アカシデ等の中間温帯林により構成。ブナが生育しない急峻な雪崩地帯には、ミヤマナラ等の自然低木林(雪崩植生)が生育している。
飯豊山周辺森林生態系保護地域 (福島県喜多方市、耶麻郡西会津町)	18,343	
吾妻山周辺森林生態系保護地域 (福島県耶麻郡猪苗代町、北塩原村)	8,198	
小笠原諸島森林生態系保護地域 (東京都小笠原村)	5,580	過去に一度も大陸と陸続きにならなかったことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた特異な森林生態系を有している。
乗鞍岳特定地理等保護林 (長野県松本市、岐阜県高山市)	4,898	乗鞍岳山頂部に広がる火山群、カルデラ(湖沼)等の特徴ある地形・地質と亜高山帯から高山帯に分布する植生等により構成される生態系、景観等を保護する。
南木曾岳植物群落保護林 (長野県木曾郡南木曾町)	673	南木曾岳山頂部周辺は木曾ヒノキ、コウヤマキ、ネズコ等木曾五木が生育し、林床にはキョウマンシャクナゲ等が生育するなど深層風化花崗岩からなる急峻な山岳地形と相まった木曾谷南部の典型的な森林生態系を保護する。
のりくら郷土の森 (長野県高山市)	615	五色ヶ原地区は、乗鞍岳山麓に位置し、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹からシラベ、トウヒ等の亜高山樹種で構成され、地元住民が、古くから自然とともに暮らし守ってきたエリアであり、郷土の象徴として保護する。
合計 8箇所	127,736	

表 - 10 保護林の設定状況

(単位：箇所、千ha)

保護林の種類	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	28	494
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	324	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	363	181
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	36	21
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	35	35
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	35	4
合計		833	778

注：1 平成19年4月1日現在の数値である。

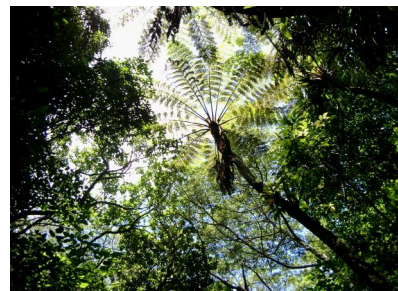
事例 小笠原諸島森林生態系保護地域の設定

小笠原諸島は、太平洋上に孤立した30余りの小島から成る海洋島であり、優れた景観を呈するとともに世界的にも貴重な固有の動植物が生息・生育しています。また、外来種による固有種の減少・絶滅などの影響が懸念されており、その保護を求める声が高まっています。

このため、関東森林管理局では、小笠原諸島における保護林の再編・拡充を図ることとし、国有林のうち約8割に相当する区域約5.6千haを対象に、森林生態系保護地域に設定するとともに、外来植物の分布調査とあわせて、巻き枯らし等による外来種対策を計画的に推進しています。

なお、平成19年1月には、我が国の世界遺産暫定一覧表に「小笠原諸島」を自然遺産として記載しました。

(関東森林管理局)



場所：東京都小笠原村 小笠原国有林

説明：写真は、固有種の生育環境に影響を及ぼしている外来種であるアカギの巻き枯らしによる駆除（左上） 小笠原諸島の固有種で絶滅危惧種に指定されているアカガシラカラスバト（右上）と、母島の湿性高木林（下2枚）の様子です。

「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群^(注)の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林（31ページ参照）相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しています。

緑の回廊においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

また、国有林だけでは緑の回廊としての幅が確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼しながら、緑の回廊を設定するよう努めています。

平成18年度には、奥羽山脈から越後山脈を経て三国山脈等につながる連続性を確保し、緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点として重要となっていた会津山地や、民有林とも連携して野生鳥獣との共生を目指した森林づくりを推進する東中国山地において、新たに緑の回廊を設定しました。

事例 「東中国山地緑の回廊」の設定

日本海側におけるブナ林の西限付近に位置する東中国山地には、スギの天然林が生育するとともに、ツキノワグマやイヌワシが生息するなど、貴重な森林生態系が存在しています。

このため、近畿中国森林管理局では、民有林関係者と連携し、効果的に野生鳥獣との共生を目指した森林づくりを進めるため、民有林約0.9千haを含む約7.6千haの区域を、「東中国山地緑の回廊」として設定しました。

（近畿中国森林管理局）



場 所：兵庫県美方郡新温泉町 畑ヶ平国有林（兵庫森林管理署管内）
 説 明：写真は、現地において設定委員会を開催している様子です。

図 - 4 緑の回廊位置図（平成19年4月1日現在）

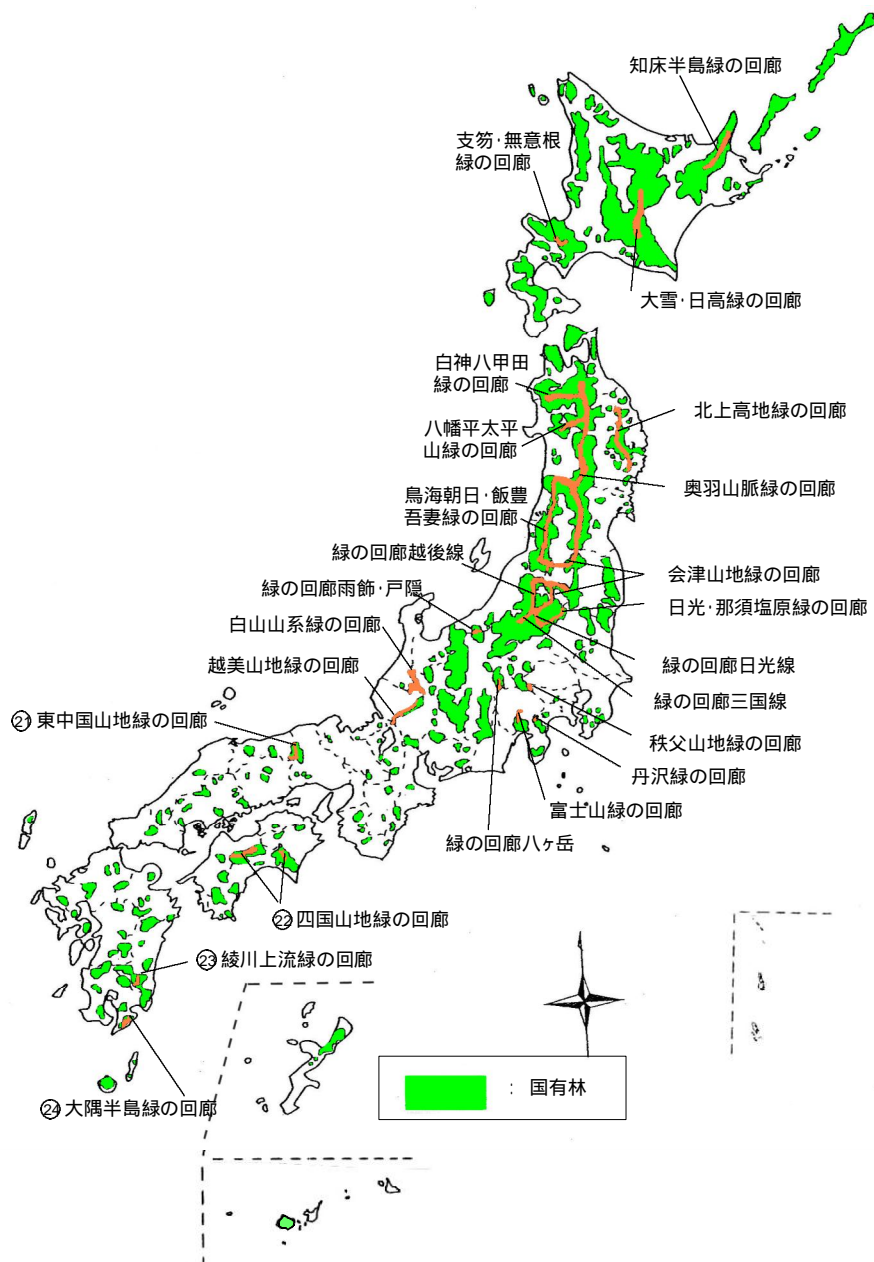


表 - 11 緑の回廊の設定状況

名称	面積 (千ha)	延長 (km)	場所等
知床半島緑の回廊	12	36	北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか
大雪・日高緑の回廊	19	83	北海道空知郡南富良野町、沙流郡日高町ほか
支笏・無意根緑の回廊	7	30	北海道札幌市、虻田郡京極町ほか
奥羽山脈緑の回廊	79	400	青森県南津軽郡平賀町、秋田県仙北市、山形県最上郡金山町ほか
白神八甲田緑の回廊	22	50	青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか
八幡平太平洋山緑の回廊	11	60	秋田県秋田市、大仙市、北秋田市、鹿角市
北上高地緑の回廊	27	150	岩手県九戸郡山形村、大船渡市ほか
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	64	260	秋田県平鹿郡雄勝町、山形県米沢市ほか
会津山地緑の回廊	105	100	福島県大沼郡昭和村ほか
緑の回廊越後線	27	70	福島県大沼郡金山町、新潟県魚沼市ほか
日光・那須塩原緑の回廊	18	75	栃木県日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町ほか
緑の回廊雨節・戸隠	13	52	群馬県利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町ほか
緑の回廊日光線	13	38	栃木県日光市ほか
秩父山地緑の回廊	6	44	埼玉県秩父市
丹沢緑の回廊	4	43	神奈川県足柄上郡山北町ほか
富士山緑の回廊	2	24	静岡県富士宮市ほか
緑の回廊雨節・戸隠	4	17	長野県北安曇郡小谷村、長野市ほか
緑の回廊八ヶ岳	6	21	長野県茅野市ほか
白山山系緑の回廊	43	70	富山県南砺市、岐阜県大野郡村、石川県金沢市、福井県大野市ほか
東中国山地緑の回廊	6	42	兵庫県美方郡新温泉町、鳥取県鳥取市ほか
越美山地緑の回廊	24	66	福井県南越前町、和泉村、岐阜県本巣市、揖斐川町ほか
四国山地緑の回廊	18	128	石鎚山地区（愛媛県、高知県）及び剣山地区（高知県、徳島県）
綾川上流緑の回廊	2	5	宮崎県小林市、東諸県郡綾町、国富町
大隅半島緑の回廊	1	22	鹿児島県肝属郡肝付町、錦江町ほか
合計 24箇所	533		

注：1 面積、延長、場所等は、平成19年4月1日現在のデータである。

2 国有林「緑の回廊」の面積を記載。

野生動植物の保護管理の推進

国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護等を進めるため、「希少野生動植物種保護管理事業」や「保護林保全緊急対策事業」等を実施し、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進めています。

平成18年度には、ホテアツモリソウ等の高山植物やヒメバラモミ等の絶滅危惧種の保護・保全活動を関係機関と連携して実施しました。

また、クマゲラの生息環境に配慮した森林施業を推進するため、「クマゲラ生息森林のための取扱方針」を定めました。

事例 貴重な野生植物種（ヒメバラモミ）の保護活動

中部森林管理局では、ハヶ岳と南アルプスの限られた地域だけに生育する絶滅危惧種ヒメバラモミの保護に取り組んでいます。

平成18年度には、学識経験者で構成する「ヒメバラモミ保護管理調査事業検討委員会」を開催し、採穂林の設定、採穂の個体数及び採穂の方法の考え方について方針を定めるとともに、その方針に基づいて、増殖のために必要なヒメバラモミ接ぎ穂^{（注）}を採取し、苗木の育成に取り組みました。

（中部森林管理局）



場 所：長野県伊那市（旧上伊那郡長谷村）浦国有林（左）、長野県長野市（右上）、長野県諏訪郡富士見町西岳国有林（右下）
 説 明：写真は、生育しているヒメバラモミ（左）、「ヒメバラモミ保護管理調査事業検討委員会」（右上）、ヒメバラモミ接ぎ穂の採取（右下）の様子です。

表 - 12 貴重な野生動植物の生息・生育環境の調査等の事例

対象	概要
ホテアツモリソウ （北海道森林管理局）	政令指定種であり、絶滅危惧種であるホテアツモリソウ等の生育状況のモニタリングのため、保護林内において植生調査を実施
クマタカ （東北森林管理局）	絶滅危惧種であるクマタカの生息地周辺の自然的・社会的条件に関する基礎調査及び生息・生育環境の詳細な調査を行い、現地に即した森林整備及び施業方法と保護管理手法の検討を実施
アカマツとオオタカ （関東森林管理局）	アカマツ林における猛禽類営巣候補木を中心に、松くい虫被害防除対策やかん木除去等営巣環境の保全を実施
ヤンバルテナゴコガネ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ （九州森林管理局）	絶滅危惧種でありヤンバルの固有種である3種について、繁殖していくために必要な営巣木の保護や、餌となる動植物の保全のため、森林の保全・管理手法の検討及び生息環境調査を実施

地域やNPO等との連携による保護活動の推進

地域住民や環境保護に関心が高いNPO等の皆さんと協力しながら国有林野内における貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全を進めていくため、高山植物の盗採掘の防止や希少野生動植物の生息・生育環境の保全のための巡視の委嘱や、意見交換等を行っています。

表 - 13 巡視等の委嘱事例

委嘱相手	延べ委嘱数 (人日)	主な活動内容
自然保護管理員 (北海道森林管理局)	180	レブンアツモリソウ群生地、礼文島西海岸植物群落保護林における希少野生動植物種の盗掘防止、環境保全のための巡視
白馬村振興公社 槍ヶ岳観光 涸沢ヒュッテ (中部森林管理局)	486	白馬山国有林、上高地国有林外における希少野生動物のライチョウの保護活動、登山者へのマナー指導、高山植物の踏み荒らし防止等の巡視、ゴミの片付け

表 - 14 意見交換等の事例

地 域	内 容
揖斐川・夜叉ヶ池 (近畿中国森林管理局)	夜叉ヶ池の保護に関する現状、課題及び対策について、NPO団体、行政機関と意見交換(10回)を実施

事例 ボランティアの協力による防護ネットの作設

熊本南部森林管理署では、シカによる食害を受け下層植生が劣化している^{しらがたけ}白髪岳植物群落保護林において、地元のボランティア団体や自治体との連携により、シカによる食害を防ぎ下層植生の回復を図るための防護ネットを作設しました。

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



場 所：熊本県^{くま}球磨郡あさぎり町 白髪岳国有林
説 明：写真は、ボランティアの方々の協力を得て防護ネットを作設している様子です。

環境行政との連携

国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、希少野生動植物保護管理事業（35ページ参照）や国立公園の整備事業等について、環境省や都道府県の環境行政関係者と連絡調整や意見交換を行っています。

また、森林管理局が主催する緑の回廊設定委員会等の各種検討会に環境行政関係者の参加を求めたり、地域管理経営計画案等の策定に先立つ連絡調整も行っています。

表 - 15 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

名称	局	環境行政関係	主な内容
北海道地方連絡会議	北海道	北海道地方環境事務所ほか	緑の回廊整備、保護林保全・希少野生動植物保護の取組、国立公園管理計画の改定、特定外来生物の防除、知床自然遺産地域の保護管理、シマフクロウ保護増殖等についての情報・意見の交換
東北地方連絡会議	東北	東北地方環境事務所	地域管理経営計画の策定、グリーン・サポート・スタッフの取組、国立公園計画の見直し、国指定鳥獣保護区の設定等についての情報・意見の交換
関東地方連絡会議	関東	東北地方環境事務所 関東地方環境事務所 ほか	新たな森林・林業基本計画、全国森林計画や小笠原諸島森林生態系保護地域、緑の回廊の新設の取組等についての情報・意見の交換
中部地方連絡会議	中部	関東地方環境事務所 中部地方環境事務所 ほか	国立公園計画、国立公園内の施設整備、国立公園利用状況調査、野生生物保護管理等についての情報・意見の交換
近畿中国四国地方連絡会議	近畿 中国 四国	中部地方環境事務所 近畿地方環境事務所 中国四国地方環境事務所 ほか	東中国山地緑の回廊の設定概要、屋島風景林の状況、国指定鳥獣保護区の更新、国立公園計画の点検、自然公園ふれあい全国大会等についての情報・意見の交換
九州地方連絡会議	九州	九州地方環境事務所	国有林野の事業実施状況、保護林の設定状況、希少野生動植物の保護管理、国指定鳥獣保護区の設定等についての情報・意見の交換

注：「環境行政関係」欄に記載している組織の名称は、平成17年10月1日以降の新組織名である。